

【用語】笠掛野―笠懸野、大間々扇状地の扇央部、笠懸町久宮から藪塚本町にかけての地域 花香塚村―新田郡新田町 実正―真実で間違いないこと 埒明―物事の片付くこと、解決 作り取之年季―歛下年季、年貢を免除する期間 御繩―検地のこと 本郷―開発人の出身村 天役―臨時に賦課した雑税 地役―代官に納める年貢 法度―法令、禁令 指引―差図、指示 違乱―不服、苦情 出入―争論 加判―印をおすこと

【解説】新田郡の北部地域は笠懸野と呼ばれ、水利に恵まれない扇状地のため江戸時代初期まで原野であつたが、寛文年間おかのぼりに岡上次郎兵衛おぐら景能かげのちによる代官見立みたち新田として新たに開発されることになった。開発にあたり、景能はまず西村庄左衛門や越七兵衛ら一〇人を新田請負衆に任命した。請負衆は開発地を分担して、その地代金を代官に納めるとともに、新田へ移住する入植者を募集した。そして、入植者に開発地を払い下げて地代金を徴収し、新しい村を建設したのである。

この文書は、寛文十二年（一六七二）五月から六月にかけて入植した人々のうち、新田郡花香塚村の又兵衛が新田請負衆の越七兵衛へあてた新田請負手形である。内容は、①土地・屋敷三町歩を地代金二両一分で請け負うこと、②歛下年季くわしたねんきは指図に従い、年貢上納は検地後とすること、③本郷との掛け持ちはしないこと、④公的な年貢・諸役は町並みに行うこと、⑤入植地内では松の枝葉も一切伐採しないこと等々、八カ条にわたって新田請負衆に誓約していることがわかる。なお、この開発に関連して寛文十一年二月の笠懸野新田開発図が伝存するが、これは新田村落の区画を明らかにするために作成された大縄反別図といわれている。